市第15号議案

横浜市海づり施設条例の一部改正

横浜市海づり施設条例の一部を改正する条例を次のように定める

平成22年6月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例(番号)

横浜市海づり施設条例の一部を改正する条例

横浜市海づり施設条例(昭和53年7月横浜市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「関する業務」の次に「及び大黒ふ頭先端緑地に関する横浜市港湾施設使用条例(昭和24年9月横浜市条例第49号)第2条の2第1項各号に掲げる業務(同項第1号に掲げる業務にあっては、同条例第3条の2の許可に関する業務に限る。)」を、「により、」の次に「一の」を加え、同条第4項中「海づり施設」の次に「及び大黒ふ頭先端緑地」を加える。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

横浜市大黒海づり施設等及び大黒ふ頭先端緑地について一の指定 管理者に管理を行わせるため、横浜市海づり施設条例の一部を改正 したいので提案する。 市第15号

参考

横浜市海づり施設条例(抜粋)

 上段
 改正案

 下段
 現

 行
 行

(指定管理者の指定等)

第 3 条 次に掲げる海づり施設の管理に関する業務 及び大黒ふ頭先端緑地に関する横浜市港湾施設使用条例(昭和24年9月横浜市条例第49号)第 2 条の 2 第 1 項各号に掲げる業務(同項第 1 号に掲げる業務にあっては、同条例第 3 条の 2 の許可に関する業務に限る。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、一の指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(第1号から第4号まで、第2項及び第3項省略)

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、海づり施設及び大黒ふ頭先端緑地の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。